緊急雇用対策
（抜粋）

平成 21 年 10 月 23 日
緊急雇用対策本部決定

Ⅱ．具体的な対策

1．緊急的な支援措置

（1）緊急支援アクションプラン
―「貧困・困窮者、新卒者支援」

＜貧困・困窮者支援＞

（目標） 今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

（アクションプランの内容）

①平成 21 年後半（6 月～12 月）に雇用保険受給期間が切れる受給者数（推計を含む）の把握

②利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

③実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

※ワンストップ・サービス ； 国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス （雇用・住居・生活支援）の相談・手続ができるようにする。

(ｱ)「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

(ｲ)ハローワークの雇用支援機能の強化

(ｳ)「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

(ｴ)年末年始の生活総合相談

・年末年始の生活や居住場所の確保等の支援

・ハローワーク職員による出張相談等の検討

(オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

④「きめ細かな支援策」の展開

(ア)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

・教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保

・地域のニーズに応じた訓練コースの設定

(イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

・「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底

・住宅の確保

・「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

(ウ)関連施策の展開

・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）

・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請

・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進

・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

⑤その他、求職者の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討

（アクションプランの進め方）

①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム（後述）」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・関係地方自治体の協力を得て、東京都及び政令市等において、ハローワーク、地方自治体・関係団体等が連携して具体的な取組を推進する。